

Bank Pay利用者アプリの不正利用による預金被害補償規定

1. (補償規定の適用範囲等)

- (1) この補償規定は、Bank Pay利用者アプリの不正利用により、預金に被害が発生した（当座貸越が発生した場合を含みます。以下同様とします。）場合の、個人のお客さまに対する補償（損失の負担）について定めるものです。
- (2) 利用者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、Bank Pay取引規定およびBank Pay利用者アプリ規約により、預金の被害につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、利用者は補償を受けることが可能です。
- (3) 当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当該補償金は、利用者の預金の被害につき当行が負担すべき責任額に充当されるものとします。

2. (Bank Pay利用者アプリの不正利用による損害等)

- (1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録されたこと、または、利用者アプリがインストールされた利用者の端末（以下「利用者端末」といいます。）を利用者が紛失もしくは盗難にあったこと（以下「盗難等」といいます。）により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。
 - ① 利用者端末の盗難等に気付いたとき（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が利用者アプリに登録された場合にあつては、不正利用されたことに気付いたとき）に、直ちに当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
 - ③ 警察署に被害届を提出していること
 - ④ 当行に対し、不正利用にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正利用の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび利用者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日（当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A. 当該不正利用が利用者の故意または重大な過失により行われたこと
 - B. 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 不正利用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 利用者が、当該不正利用を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合は、その受けた金額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、利用者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときには、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、**Bank Pay**利用者アプリの不正利用により不正な利益を受けた者その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等)

前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引以外のものにより生じた場合、当該不正利用の発生により利用者に生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても、不正利用が発生したことについて当行に連絡をしてください。

以上

(附則) この規定は、2019年11月8日から施行する。